

# 二次創作における 「意思表示システム」の提唱




Ken Akamatsu (2013/03/27)

# ■ CCライセンスのマークとは？

(CCJP公式サイト「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」より転載)

CCライセンスの種類

作品の利用（再配布やリミックス作品の公開、実演等）のための条件は4種類あります。

 表示	作品のクレジットを表示すること	 非営利	営利目的での利用をしないこと
 改変禁止	元の作品を改変しないこと	 継承	元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開すること

- これらのマークを組み合わせ、作品のどこかに表示しておくことによって、作者が自ら「この条件を守れば、私の作品を自由に使って良いですよ」という意思表示ができる。
- しかし、CCの基本はデッドコピーであり、日本の二次創作同人誌向けとは言えない。殆どの漫画家（原作者）は、原作絵のデッドコピーやトレース、切り貼りを好まない。
- できれば原作絵のデッドコピーは不可にして、「キャラと設定だけを使った二次創作活動」はある程度認められるようなマークが欲しい。

# 【固定マーク案】

『同人誌即売会の「当日だけ」、  
二次創作を黙認しようかな。』

・・・という意思表示マーク。  
(無料の「当日版權」みたいな)



CV

- 作者として、二次創作を公式に認めるわけではないが、従来までのような常識的範囲内の活動ならば、当日のみ「黙認」するよ。
- エロでもBLでも、全ジャンルに関して黙認するよ。審査は運営側に任せるよ。
- 紙の同人誌だけだよ。データ（CGや動画）はNGだよ。内容がすぐ分からないし、改変やコピーが容易だからね。
- 即売会の当日以外は、基本NGだよ。だから同人誌書店も、基本NGだよ。

CV = connivance (黙認, 見て見ぬふりをする事)

# 【固定マーク案の利点】



- (TPP等によって) 著作権侵害が「非・親告罪化」されても、このマークが付いている作品ならば、二次創作同人誌をやっても安全である。
- 雑誌一冊につき、一作品でもコレが付いていれば、他の掲載作品の二次創作同人誌が通報されたとしても、警察は動かない可能性がある。  
(同じ雑誌の作者同士は知り合いであることが多いので、後から作者に認可されちゃうと面倒だから。)



するとどうなるか・・・？

- 基本的には、今までと同様の二次創作活動ができる。
- 二次創作同人誌の海賊版サイトに対して、同人作家が堂々と訴えることができるようになる。(海賊版対策)
- 例え「非・親告罪化」されなくても、このマークが存在するだけで、心理的な安心感が得られる。(逆に警察は萎縮する)

# 【段階的マーク案】 (恒久的)



## 【レベル1】

デッドコピーでなければ、アニメ化や実写ドラマ化やゲーム化など、勝手にマルチメディア展開してもOK。ただし「作者への報告義務」がある。また作者は「次回展開を制止できる権限」を持つ。報告にはメールを使用する。メールアドレスはマークと同じページに掲示する。



## 【レベル2】 (現代のレベルに近い)

デッドコピーでなければ、エロでも何でも、二次創作同人誌は全てOK。同人誌書店やDL販売もOK。

ただし、紙やデータを使った「静止画」のみ。動画やゲーム、アニメ化などは認められない。



## 【レベル3】

デッドコピーや原作からの切り貼りでなければ、二次創作同人誌を作って勝手に儲けてもOK。

ただし直接的なエロや暴力など、原作の掲載誌の基準を超えるような表現は認められない。その判断は、同人作家側とイベント運営側が行う。

# 【実際のサンプル？】



## ■ 「表示—黙認—継承」

著作権者の表示が必須だが、二次創作は即売会の当日のみこれを黙認する。そして、その薄い本をパロった同人誌も、このライセンスを継承させた上でイベント当日のみ頒布を認める（笑）。



## ■ 「マルチメディア展開OK」

デッドコピーでなければ、アニメ化や実写ドラマ化やゲーム化など、勝手にマルチメディア展開してもOK。

このマークはTPP等に対する「ディフェンス」的なアイデアだが、同時にロビイングなど「オフェンス」的な活動も行うべきである。総合して「日本の二次創作文化」を継続できれば良い。